

【別紙4】

○休日パトロール実施期間と実施日数

3日以上連続する閉庁日において、通常パトロールに準じて「休日パトロール」を実施します。

令和8年度の実施期間と実施日数は下表のとおりとなります。

なお、休日パトロール実施日については、以下の条件を付した上で委託契約後に受発注者間で協議し、決定してください。

【実施日の条件】

休日パトロール実施日は、各実施期間のうち、パトロールを実施しない日が3日以上連続とならないこと。

令和8年度 休日パトロール実施期間と実施日数

No.	実施期間			実施日数
1	2026年5月2日	～	2026年5月6日	1日
2	2026年7月18日	～	2026年7月20日	1日
3	2026年9月19日	～	2026年9月23日	1日
4	2026年10月10日	～	2026年10月12日	1日
5	2026年11月21日	～	2026年11月23日	1日
6	2026年12月29日	～	2027年1月3日	2日
7	2027年1月9日	～	2027年1月11日	1日
8	2027年3月20日	～	2027年3月22日	1日
合計				9日